

横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱及び横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱の一部改正について

1 趣旨

横浜市では、受水槽施設や建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物について衛生的な維持管理に適した構造設備を確保するための必要な事務手続き及び設計、施工に関する衛生上の指導指針を「横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱」及び「横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱」に定めています。

このたび、建築基準法（昭和25年5月法律第201号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行いました。

2 改正内容

(1) 横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱及び横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱について

建築基準法の一部が改正され、建築主事（建築基準適合判定資格者）に加え、新たに小規模な建築物の建築確認関係事務を行う建築副主事（二級建築基準適合判定資格者）が創設され、建築確認関係事務の担い手が建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）とされました。

これに伴い、要綱中の「建築主事」を「建築主事等」に修正しました。

(2) 横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱について

ア 機構改革に基づく局再編成に伴い、要綱中の「環境創造局」を「下水道河川局」に修正しました。

イ 要綱及び要綱で規定している様式の文言修正等を行いました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和6年4月1日